

○経済産業省告示第三十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百六十号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十四日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受	一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受

けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号。以下「輸入公表」という。)一の表の罫2、二の表の罫292及び三の7の(5)から(7)までに掲げる貨物をいう。を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入公表一の表の罫2及び三の7の(5)から(7)までに掲げる貨物にあつては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取

けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号。以下「輸入公表」という。)一の表の罫2、二の表の罫292及び三の7の(6)から(8)までに掲げる貨物をいう。を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入公表一の表の罫2及び三の7の(6)から(8)までに掲げる貨物にあつては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取

引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に定める動物及び植物並びにこれらの派生物（輸入公表二の表の罫線の「一、二の二の表の罫線の「一並びに三の七の（2）から（4）まで及び8の（2）から（5）までに掲げる貨物であつて、ワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物に該当するものをいう。）を輸入しようとする場合。ただし、次に掲げるときを除く。

(1)・(2) 「略」

七 キンバリープロセス認証制度に定めるダイヤモンド（輸入公表二の二の表の罫線の7102・10

引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に定める動物及び植物並びにこれらの派生物（輸入公表二の表の罫線の「一、二の二の表の罫線の「一並びに三の七の（3）から（5）まで及び8の（2）から（4）までに掲げる貨物であつて、ワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物に該当するものをいう。）を輸入しようとする場合。ただし、次に掲げるときを除く。

(1)・(2) 「略」

七 キンバリープロセス認証制度に定めるダイヤモンド（輸入公表二の二の表の罫線の7102・10

から7102・31までの項及び三の8の(8)に掲げる貨物をいう。ㄱを輸入しようとする場合

九 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定めるもの(輸入公表二の二の表の附二のㄱに掲げる貨物及び輸入公表三の8の(9)に掲げる貨物(同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を使用するものに限る。ㄱをいう。ㄴを輸入しようとする場合

から7102・31までの項及び三の8の(7)に掲げる貨物をいう。ㄱを輸入しようとする場合

九 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定めるもの(輸入公表二の二の表の附二のㄱに掲げる貨物及び輸入公表三の8の(8)に掲げる貨物(同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を使用するものに限る。ㄱをいう。ㄴを輸入しようとする場合

備考 表中の「」は注記である。